

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2019 6
No. 536

出前講座・現場見学会

[平成30年10月18日(木)]
宮崎県立都城工業高等学校
建設システム科 1年生 40人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和元年6月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（5月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和元年度表彰式及び第61回通常総会、創立70周年記念祝賀会を開催	3
2. 宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」のご案内	10
3. 令和元年度2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内	11
●雇用改善コーナー	
1. 平成31年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る 公共職業安定所における取扱い等について	12
2. 2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 並びに文書募集開始時期等について	13
3. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	15
●事業協同組合	
第53回通常総会を開催	21
●技士会	
1. 令和元年度「通常総会」を開催	22
2. 「監理技術者講習」の日程についてお知らせ	24
3. 令和元年度2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会の開催ご案内	24
4. 「コンクリート関連技術研修会」の開催について（ご案内）	24
●建退共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（現場シール）について	25
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）	25
●建災防	
1. 令和元年度 全国安全週間（第92回）の実施について	26
2. 伐木作業等に係る労働安全衛生規則の改正について（労働局発表）	27
3. 第56回 全国建設業労働災害防止大会（福岡大会）について	28
●火薬協会	
1. 令和元年度代議員会の開催	29
2. 令和元年度火薬類危害予防週間について	30
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（4月分）	31
2. 中間前払金制度のご案内	32
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
<法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	33

令和元年6月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月			
4	火	会長会	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習(清武 5日まで)	
5	水			
6	木	県協会 国土交通委員会と宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会	斜面の点検者に対する安全教育(清武)	
7	金		不整地運搬車運転技能講習(延岡 8日まで)	
8	土			
9	日			
10	月			
11	火		型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(延岡 12日まで)	
12	水	県協会 九州地方整備局との意見交換会・懇談会		
13	木		熱中症予防指導員・管理者研修(延岡)	火薬保安講習(都城)
14	金		高所作業車運転技能講習(清武 15日まで)	
15	土			
16	日			
17	月			
18	火		フルハーネス型安全帯特別教育(清武) 建退共 運営委員会・評議会(東京)	
19	水		足場の点検実務者研修(清武)	
20	木			
21	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(清武 22日まで)	
22	土			
23	日			
24	月	全国建設産業団体連合会総会		
25	火	技士会 宮崎地区セミナー	職長・安全衛生責任者教育(清武 26日まで)	全建協連事務局長会議(東京)
26	水	技士会 都城地区セミナー		西日本建設業保証株主総会(大阪)
27	木		熱中症予防指導員・管理者研修(清武)	
28	金	県協会 常務理事会及び県との意見交換会	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(清武 29日まで)	
29	土			
30	日			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（5月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形式
2019.5.8付 H P 2019.5.23宮崎県建設業協会70周年記念特別講演のご案内	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF
2019.5.9付 H P 2019.6.3ひなたMBA特別講演の開催について	宮 崎 県	PDF

【会員専用】

項 目	所 管	形式
2019.3.28付会員専用「宮崎県合法伐採推進対策に関する協定」を締結。協定書等UPしました。	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF
2019.3.28付会員専用 平成31年度公共工事設計労務単価データ（宮崎県並びに九州各県）をUPしました。	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

会員の異動状況

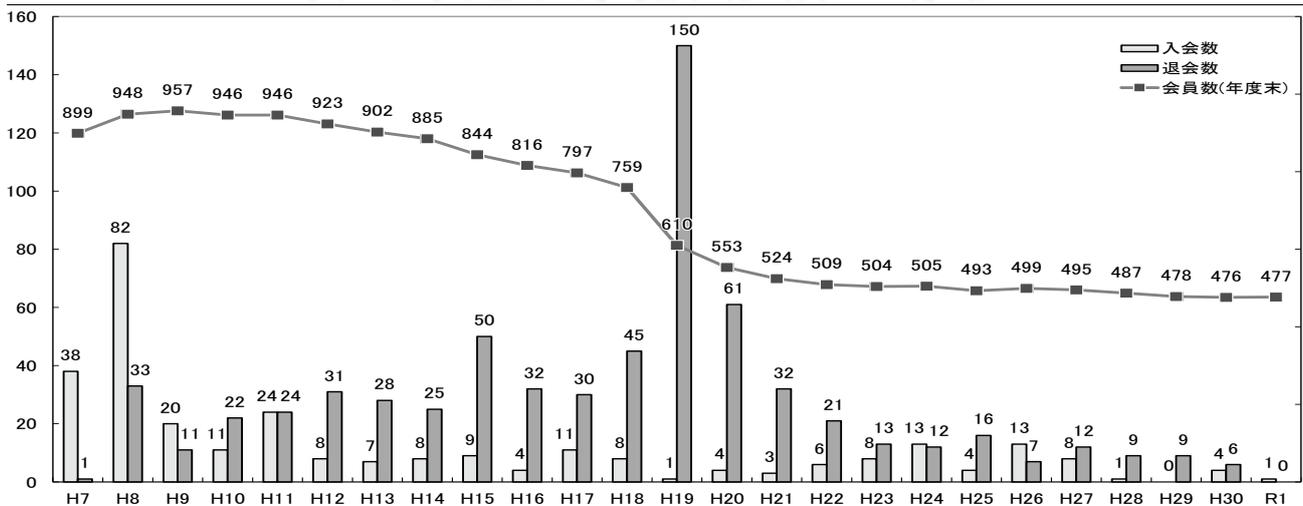
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
高 鍋	九州建設工業(株)	代表者	山下 寛治	山下 英明

【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
高千穂	(有)工藤企興	工藤 久則

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	477
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	1	
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	0	
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	477	

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H30はH31.5.28現在

宮崎県建設業協会

1. 令和元年度県協会表彰式及び第61回通常総会が開催される

令和元年度の表彰式及び第61回通常総会は5月23日（木）午後1時30分から宮崎観光ホテル東館3階「緋・碧・翠耀」の間において開催された。

また、本年は創立70周年を迎えることから、全日本建設技術協会の大石久和会長をお招きして70周年記念特別講演並びに祝賀懇談会を開催し、宮崎県知事、宮崎県議会議長、県内各市町村長、関係団体、国・県行政など総勢270人が出席し、協会創立70年の節目を盛大に祝った。

(1) 令和元年度表彰式

総会に先立ち行われた令和元年度表彰式は、来賓に河野県知事（代理 鎌原副知事、河野知事は祝賀懇談会に参加）、国・県幹部、民間等発注機関の長ら15名を迎えて、午後1時30分から始まり、山崎会長がまず始めに受賞者へ敬意と感謝を述べられ、「少子高齢化の急速な進展に伴い、若手技術者及び技能者の確保や技術・技能の伝承が喫緊の課題であると指摘。働き方改革を時代の流れとして受け止め、適正な利潤を確保して『給与・休暇・希望』という新3Kを実現することで若手入職者を増やし、建設業界が将来的に持続発展できるよう努める」と考えを示した。

続いて、来賓を代表して河野県知事、丸山県議会議長からご祝辞をいただき、河野俊嗣宮崎県知事の挨拶を代読した鎌原宜文副知事は、高速交通網や港湾といった本県の社会資本の整備状況について言及。県土の強靱化をはじめ、整備の必要なインフラが未だ多く残されており、災害対応の観点からも建設業の協力が不可欠であることから、「担い手の確保など、様々な課題と一緒に取り組んでいきたい」と述べた。

引き続き表彰式典に移り、一般社団法人宮崎県建設業協会長の表彰が執り行われ、役員等表彰3名、従業員表彰48名、会社表彰17社に対し表

彰状と記念品が贈呈された。

また、一般社団法人全国建設業協会長表彰の伝達が行われ、役員等3名、会社13社、従業員6名に対して山崎会長から伝達授与された。

これらの受賞者を代表して㈱天井丸建設の阪東和博様より、建設産業が社会資本の整備に加え、地域の安全・安心を守るという重要な使命を担っていることを強調し、「栄えある受賞を機に、更なる技術の研鑽に努め、活力に満ちた住みよい安全な郷土づくりに邁進していく」と謝辞を述べられた。

なお、令和元年度における宮崎県建設業協会長、全国建設業協会長等の表彰受賞者は別記のとおりです。誠におめでとうございます。



山崎会長挨拶



宮崎県知事祝辞代読



県議会議長祝辞



代表謝辞（阪東和博氏）

一般社団法人 全国建設業協会会長表彰（敬称略）

◎表彰規程第2条第4号該当者

（会社役員特別功労者表彰）

〔永年企業経営の功労者〕

地区名	会社名	役職名	氏名
日南	株式会社 谷口重機建設	代表取締役	谷口 信幸
東諸	株式会社 金子建設	代表取締役	金子 勝生
高千穂	株式会社 興栢建設	代表取締役	興栢 俊茂
計 3 名			

◎表彰規程第4条第1号該当社

（会社表彰）

〔経営の合理化、技術の向上等功績顕著〕

地区名	会社名
宮崎	株式会社 川口技建
〃	株式会社 ひむか開発
日南	有限会社 東浜興業
〃	株式会社 吉田工務
小林	有限会社 大木場産業
〃	有限会社 別府建設
高鍋	株式会社 天井丸建設
高千穂	大寺建設 株式会社
計 8 社	

◎表彰規程第4条第2号該当社

（会社表彰）

〔環境に配慮した事業推進等功績顕著〕

地区名	会社名
東諸	株式会社 井沢建設
〃	株式会社 寺田建設
計 2 社	

◎表彰規程第4条第3号該当社

（会社表彰）

〔会員相互の倫理の向上等功績顕著〕

地区名	会社名
串間	有嶋建設 株式会社
延岡	上田工業 株式会社
計 2 社	

◎表彰規程第4条第4号該当社

(会社表彰)

〔労務及び福利厚生等功績顕著〕

地区名	会社名
串間	有限会社 山内建設
計 1 社	

◎表彰規程第5条該当者

(従業員表彰)

〔担当業務精励等功績顕著〕

地区名	会社名	従業員氏名
宮崎	南州建設株式会社	大森廣太
串間	有嶋建設株式会社	有嶋浩徳
小林	株式会社 坂下組	倉元成彰
東諸	株式会社 隆盛建設	松永健一
西都	河野建設株式会社	松尾和明
延岡	木村産業株式会社	梅本光徳
計 6 名		

一般社団法人 宮崎県建設業協会会長表彰 (敬称略)

◎表彰規程第2条4号該当者

(高齢功労者表彰)

〔年齢70歳以上会員歴20年以上
代表者歴10年以上の退任者〕

地区名	会社名	役職名	氏名
日向	有限会社 小野組	取締役会長	小野美敏
延岡	八作建設株式会社	代表取締役会長	柳田康幸
計 2 名			

◎表彰規程第2条5号該当者

(職員功労者表彰)

〔管理職5年以上
その他の職員10年以上〕

地区名	団体名	役職名	氏名
日向	日向地区建設業協会	事務局長	浜本和樹
計 1 名			

◎表彰規程第4条第1号該当社
(会社表彰)

〔協会協力度等顕著
会員歴15年以上〕

地区名	会社名	
宮崎	有限会社	濱建設
日南	日南建設	株式会社
串間	内田建設	株式会社
〃	株式会社	剣工務店
〃	株式会社	畑山建設
小林	株式会社	高山建設
〃	株式会社	平野建設
高鍋	柴坂建設	株式会社
日向	有限会社	南九建設
〃	株式会社	吉田建設産業
延岡	株式会社	伊東組
〃	岡田工業	株式会社
〃	日本ビーター・ソー・テ-建設	株式会社
〃	村上建設工業	株式会社
〃	吉本建設	株式会社
高千穂	同盟建設	株式会社
〃	永田建設	有限会社
計 17 社		

◎表彰規程第5条第1号該当者
(従業員表彰)

〔同一会社勤務15年以上
年齢45歳以上・担当業務精励
会員歴15年以上の会社の従業員〕

地区名	会社名		従業員氏名
宮崎	株式会社	岡崎組	黒木誠吾
〃	旭洋建設	株式会社	竹田知巳
〃	佐多エンジニアリング	株式会社	甲斐政三
〃	株式会社	志多組	牛谷清文
〃	〃		宇都宮新一
〃	株式会社	伸東建設	鈴木正裕
〃	〃		丸山治彦
〃	株式会社	田村産業	塩月真一
〃	〃		中村久夫
〃	松本建設	株式会社	中島真一
日南	有限会社	高橋建設	高崎正一
〃	富岡建設	株式会社	加藤寛
〃	日南建設	株式会社	岡部廣幸
串間	大平開発	株式会社	古川尚紀
〃	有限会社	山内建設	井黒幹雄

都城	大 淀 開 発	株 式 会 社	榎 田 浩
〃	〃	〃	高 野 純 幸
〃	〃	〃	高 橋 郁 夫
〃	〃	〃	山 下 秀 樹
〃	株 式 会 社	博 栄 建 設	田 中 満
〃	株 式 会 社	浜 広 工 業	山 形 猛
〃	丸 宮 建 設	株 式 会 社	益 留 隆 之
〃	吉 原 建 設	株 式 会 社	中 島 朋 広
〃	〃	〃	安 川 毅
〃	〃	〃	吉 川 和 広
〃	〃	〃	力 丸 尊 圭
小 林	坂 口 建 設	株 式 会 社	種 子 田 昌 秋
〃	〃	〃	時 任 吉 則
〃	株 式 会 社	山 本 組	米 田 哲 朗
東 諸	株 式 会 社	武 田 建 設	武 田 美 香
〃	株 式 会 社	藤 元 建 設	宮 部 眞 次
西 都	河 野 建 設	株 式 会 社	黒 木 俊 宏
〃	〃	〃	米 元 辰 雄
高 鍋	川 南 工 業	株 式 会 社	佐 竹 正 博
日 向	株 式 会 社	内 山 建 設	中 島 純 宏
〃	〃	〃	西 口 雄 二
〃	株 式 会 社	児 玉 組	嶋 本 太 助
〃	株 式 会 社	長 谷 川 組	藤 田 眞 一
〃	〃	〃	堀 上 栄 三
〃	株 式 会 社	松 澤 組	小 林 雅 和
延 岡	上 田 工 業	株 式 会 社	稲 垣 浩 一
〃	日 新 興 業	株 式 会 社	志 田 和 弘
〃	株 式 会 社	山 崎 産 業	甲 斐 久 幸
高 千 穂	木 田 建 設	株 式 会 社	興 梶 謙 二
〃	株 式 会 社	工 藤 興 業	佐 藤 克 久
〃	株 式 会 社	興 梶 建 設	永 野 満 繁
〃	中 央 建 設	株 式 会 社	河 内 夏 男
〃	〃	〃	戸 高 安 則
計 48 名			



表彰式 ①



表彰式 ②

(2) 第61回通常総会

表彰式に引き続いて行われた第61回通常総会は、会員総数477名に対し、委任状を含む425名の会員が出席（会成立）し、次の2議案について審議が諮られた。

第1号議案

平成30年度事業報告書、収支決算書について

報告事項

令和元年度事業計画並びに収支予算について

第2号議案

決議(案)について



第61回通常総会

以上、2議案についていずれも原案通り承認可決された。

決議

我が国経済は、アベノミクスによる経済政策効果の下、本年度も雇用や所得環境が改善し緩やかな回復基調が続くと予測されている。

国の公共事業予算は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、平成三十一年度当初予算が約六兆九千億円と前年度から大幅に増加した。また、本県への予算配分についても、国・県・市町村合せて約一千二百億円と前年度を大きく上回る予算が示された。

こうした中、本年度は、労働基準法が改正され「働き方改革」が本格化するとともに、出入国管理法が改正され外国人材の受け入れが始まるなど、建設業界の労働環境は大きく変わるうとしている。

地方の建設業は、大手と比較して収益性が大きく見劣りする一方、技術者の高齢化と新卒者の県外流出が止まらず、若年入職者の確保が非常に困難な状況に陥り技術の伝承が危ぶまれる状況にある。

建設業は、社会資本整備は勿論のこと、自然災害や家畜伝染病が発生した場合はいち早く対応するなど、県民の安全と安心を守るうえで欠かせない産業である。

地域建設業が将来にわたってその役割を果たしていくためには、中長期的に安定した事業量のもと、適正な利潤確保により経営の安定を図ることで、人材の確保と育成に努めることが喫緊の課題となる。

このため、我々は次の事項を通常総会における会員の総意として、国・県そして会員企業に対し決議するものである。

- 一、社会資本の整備を着実に推進するため、公共事業当初予算の増額確保を図ること
- 一、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の円滑な事業執行と工事施工に受発注者が一体となって取り組むこと
- 一、建設企業の健全な経営を確保するため、発注時期と施工時期の平準化を図ること
- 一、週休二日制実現のため、さらなる諸経費の見直しと労務単価の引き上げを行うとともに、工事書類の簡素化を図ること
- 一、改正品確法で謳われた適正な利潤を確保するため、施工の実態等を的確に反映した予定価格を設定すること。
- 一、働き方改革を推進するため、毎月第二土曜日の休日確保に努めること
- 一、ICT技術の活用など、生産性向上に向けた取組を推進すること
- 一、下請け企業に対し社会保険加入促進を指導すること
- 一、社会的責任を自覚し関係法令の遵守に努めること

右決議する。

令和元年五月二十三日

一般社団法人 宮崎県建設業協会



(3) 70周年記念特別講演

協会創立70周年を記念して、総会後には一般社団法人全日本建設技術協会の大石久和会長による特別講演が行われた。講演のテーマは、「将来への贈りもの=インフラ」を担う建設産業—発信する、意見を言う、主張する—。我が国の名目GDPや税収、世帯当たりの収入の推移といった様々なデータを示しながら、1時間30分、経済成長を促すインフラ整備の重要性を強く訴えた。



基調講演 (大石久和氏)



基調講演①



基調講演②

(4) 70周年記念祝賀懇談会

70周年記念特別講演終了後、会場を移し、創立70周年記念祝賀懇談会を開催した。来賓として、宮崎県知事、宮崎県議会議員、県内各市町村長、関係団体、国・県行政など総勢270人が出席し、協会創立70年の節目を盛大に祝った。



開会挨拶 (山崎会長)



来賓祝辞 (河野県知事)



来賓祝辞 (大石久和氏)



乾杯 (丸山県議会議長)



閉会挨拶 (小野副会長)



祝賀懇談会

2. 宮崎県委託事業

「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」のご案内

建設業における若年者の入職促進、人材育成の支援事業です。下記のとおり若年求職者の新規雇用を図る事業所を募集いたしますので、ご案内いたします。

1. 事業目的

将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者（研修生）を新規に雇用し、職場実習（OJT）や集合研修（OFF-JT）を組み合わせることで、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結びつけることを目的とする。

2. 対象者

失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所（候補事業所）に新規に正規雇用（雇用期間の定めのない）された建設技術者及び技能者等の13人（先着順）
※応募申請前に雇用された者は除く

3. 対象経費

(1) 雇用した研修生の人件費
(2) 事業主負担分の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険料等
(3) 集合研修（OFF-JT）に係る研修費
※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む

4. 助成

(1) 助成率：対象経費の1/2以内
(2) 助成額：最長5か月、上限65万円

5. 申請できる事業所

(1) 宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること
(2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険に加入していること等

6. 委託料を受給するには

研修生に対し、職場実習（OJT）及び集合研修（OFF-JT）を組み合わせた人材育成を行う

7. 受付期間

令和元年5月7日（火）から随時
※雇用目標または予算額に達した時点で終了する

8. 応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する
※申請書類の内容を変更しました。実施要領の内容をご覧ください。

実施要領、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp/>

お問い合わせ先：一般社団法人宮崎県建設業協会 コーディネーター有馬

TEL：0985-22-7171 FAX：0985-23-6798

E-mail：arima@miyazaki-kenkyo.or.jp

3. 令和元年度 2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内

一般社団法人宮崎県建設業協会

さて、標記講座について、本年度も下記日時に実施いたしますので、受講希望の方は、ご応募いただきますようご案内申し上げます。

また、9月8日（日）に実施されます上期経理検定試験の申込期間が、5月17日（金）から6月18日（火）までとなっていることを申し添えます。

記

	令和元年度 上期	令和元年度 下期
1. 開催日時	7月2日（月）～4日（水）	1月上旬開催計画
2. 開催場所	宮崎県建設会館5階	
3. 受講料	① 宮崎県建設業協会会員 12,000円 ② 非会員 21,000円 ※上記受講料消費税・テキスト代込、①②の差額協会負担	
4. 申込期間	開催日の1週間前まで ※相談可	
5. 申込先	宮崎県建設業協会 FAX 0985 - 23 - 6798 ※申込書 HP 参照	
6. 詳細	下記概要参照	
7. その他	申込人数によっては、開催できない場合があります。 ※本会より中止の通知又は連絡の案内が届かなければ、開催となります。	

2級建設業経理士受験準備講座 概要

① 講座内容 ※講義時間 9:30～17:15 ※電卓等計算機を持参

時間割	カリキュラム
第1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・3級の復習と建設業会計の基礎 ・工事原価の費目別計算と工事間接費の配賦 ・工事原価の部門別計算
第2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・主要取引の会計処理（完成工事高、流動資産、流動負債、固定資産、引当金等）
第3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・主要取引の会計処理（株式会社会計、社債等） ・決算と財務諸表 ・本支店会計 ・問題集を使用した演習解説

② 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者

③ 受講料

- ・宮崎県建設業協会会員 12,000円
- ・非会員 21,000円
- ※1 上記受講料消費税・テキスト代込、差額協会負担
- ※2 受講料受講日に持参（協会領収書発行）お釣りの無いよう準備

④ 講師 一般財団法人建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者

⑤ 使用教材

- 1) 建設業概説
- 2) 建設業経理士検定試験学習用テキスト
- 3) 建設業経理検定試験問題集・解答と解説

雇用改善コーナー

1. 平成31年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1225 第 2 号

開発 1225 第 2 号

平成 30 年 12 月 25 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、一般社団法人日本経済団体連合会においては平成 30 年 3 月 12 日に「採用選考に関する指針」（別添 1）（以下「指針」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年 3 月 30 日に「2019 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（別添 2）（以下「申合せ」という。）により、平成 30 年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 31 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますようお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

平成 30 年度と同様、平成 31 年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

平成 31 年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成 31 年 4 月 1 日以降に展示・公開する。

これに伴う、当該求人受理開始は、平成 31 年 2 月 1 日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では 5 月 31 日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成 31 年 4 月 1 日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 31 年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ④ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく勤務地を限定した地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑤ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

2. 2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号
職発 0124 第 3 号
平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠



厚生労働省職業安定所長
生田



新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的な取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
 - (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
 - (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
 - (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
 また、安定所で受理した求人学校の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。
なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

3. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と
「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

(解説ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 残業時間の上限規制 | 2 |
| ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進 | 4 |
| ③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） | 4 |
| ④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ | 5 |
| ⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ） | 5 |
| ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充 | 6 |
| ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設 | 7 |
| ⑧ 産業医・産業保健機能の強化 | 9 |

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

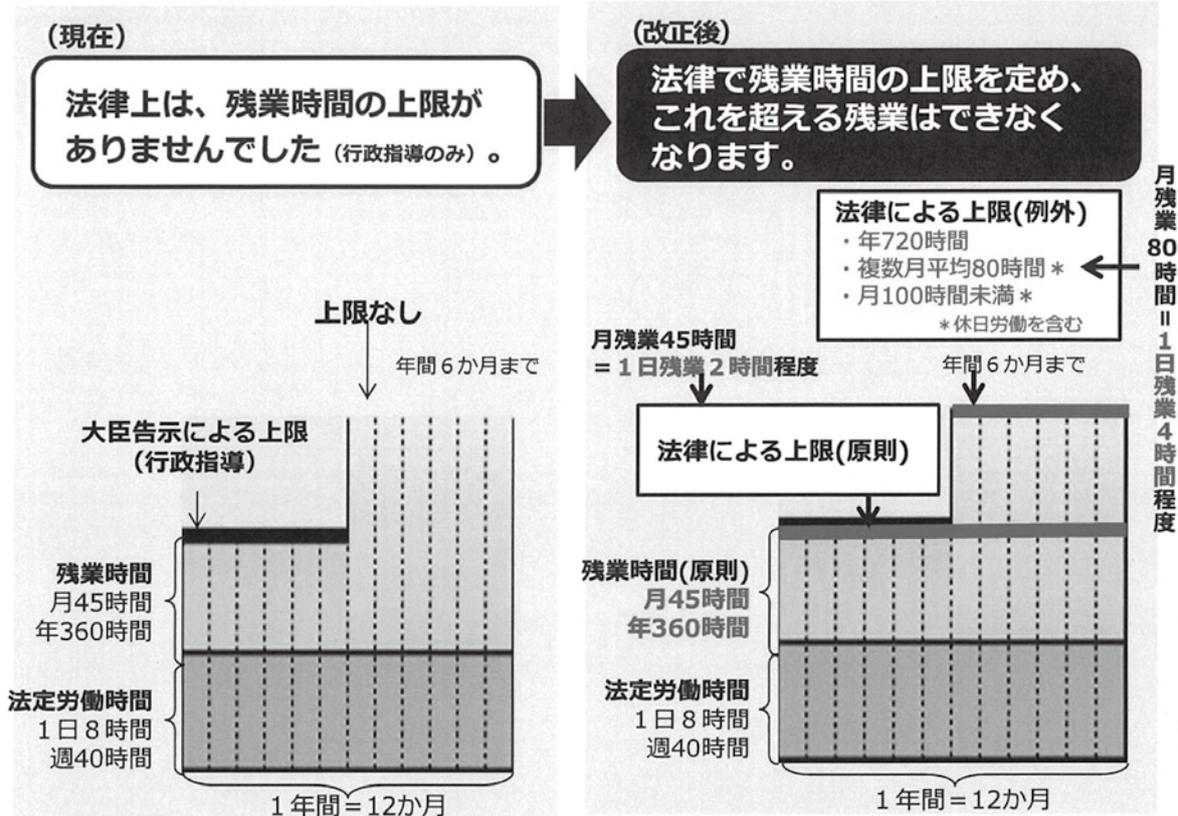


※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 **1**

雇用改善

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
 - ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
 を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
 また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。
 記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）
 指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

雇用改善

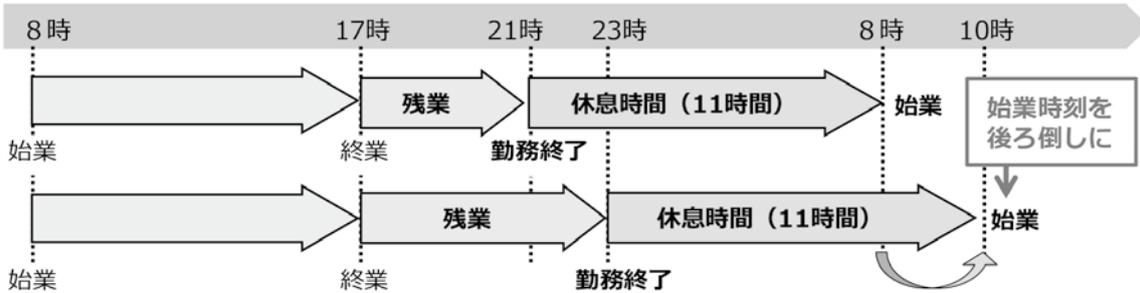
② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。

➡ この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

①労働者が使用者に取得希望時季を申出
例「〇月〇日に休みます」

②〇月〇日に年休が成立

そもそも、①の希望申出がしにくいという状況がありました。
➔ 我が国の年休取得率：49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得していただきます。

①使用者が労働者に取得時季の希望を聴取

②労働者の希望を踏まえ使用者が取得時季を指定
例「〇月〇日に休んでください」

③〇月〇日に年休が成立

④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)			(改正後)		
<p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%</p>			<p>月60時間超の残業割増賃金率 <u>大企業、中小企業ともに50%</u> ※中小企業の割増賃金率を上げ</p>		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

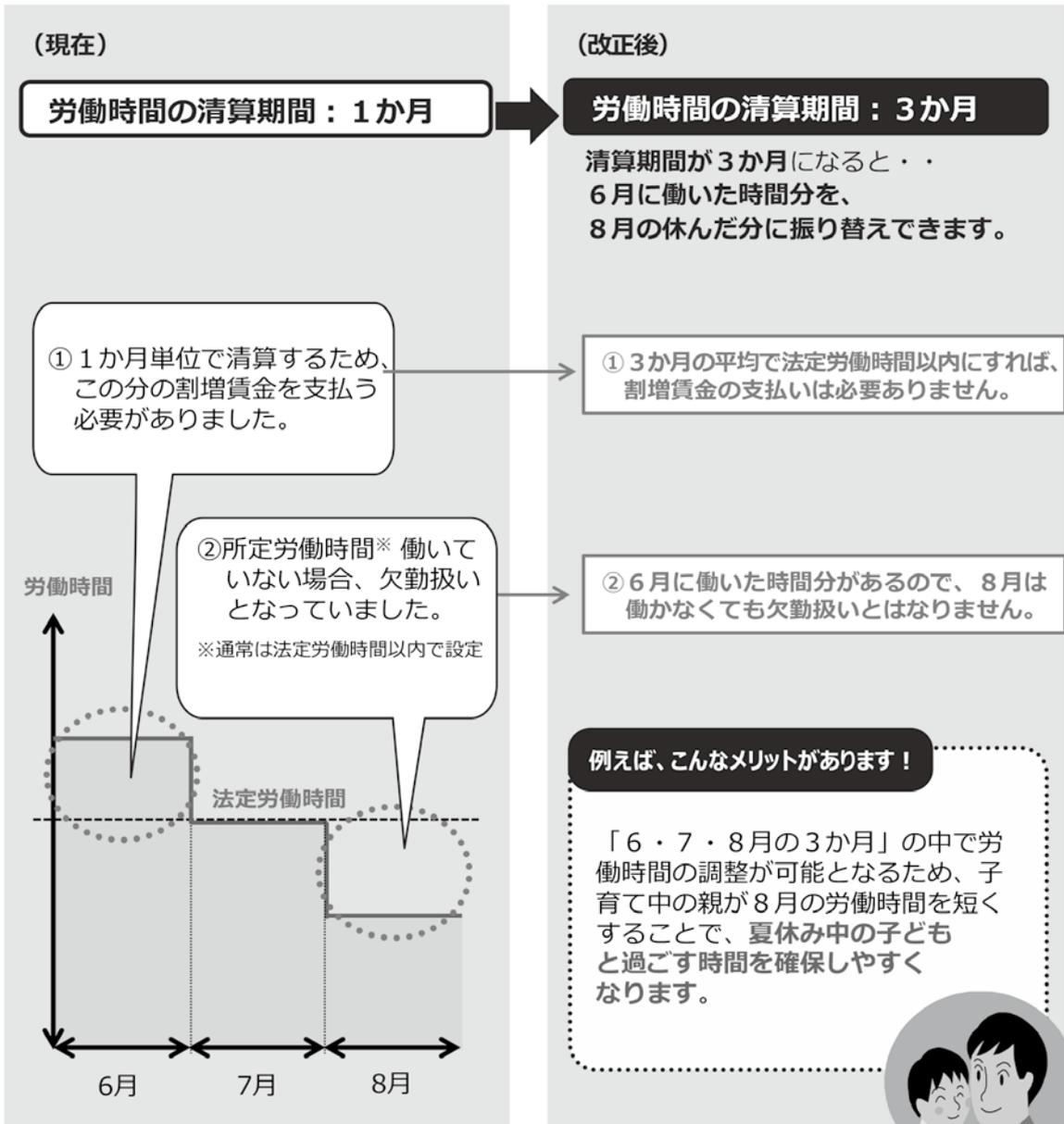
⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)	(改正後)
<ul style="list-style-type: none"> ● 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定 → 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。 ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。 	<p>※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。</p> <p>健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。</p>

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、**医師による面接指導※**を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。



事業協同組合

第53回通常総会を開催

第53回通常総会は、5月23日（木）に宮崎観光ホテル東館3階「緋耀の間」において開催されました。

総会は、本部理事長の挨拶で始まり、その後次の5議案について審議が諮られた。

- 第1号議案 平成30年度事業報告及び決算関係書類承認の件
- 第2号議案 平成30年度事業計画（案）並びに収支予算（案）決定の件
- 第3号議案 令和元年度借入金残高の最高限度決定の件
- 第4号議案 1組合員に対する貸付金残高の最高限度決定の件
- 第5号議案 役員報酬の件

上記5議案については、すべて原案どおり可決・承認されました。

以上が通常総会の概要です。

本年度も組合事業のご利用・推進につきましては、会員の皆様方のご理解と変わらぬご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



技士会

1. 令和元年度「通常総会」を開催

令和元年度の通常総会を5月10日(金)、宮崎観光ホテル東館2階「日向」において開催し、表彰伝達や令和元年度の事業計画などが審議された。

1) 挨拶主旨

藤元建二会長は、「国・県等の行政機関とも連携を図りながら、働き方改革の推進のために、受・発注者双方の技術者の負担軽減を図るよう、工事書類の簡素化などに取り組むたい」と挨拶された。

表彰伝達を挟んで、宮崎県県土整備部部長代理の簗方公次長から来賓祝辞をいただいた。

2) 表彰伝達

(一社)全国土木施工管理技士会連合会の表彰伝達を行った。

(3) 表彰規程第4条第2項【優良工事従事技術者】

「優良工事として表彰された工事に従事し、特に優秀な成績をあげ、他の模範となる者」

支部名	氏名	会社名	工事名	発注機関名
宮崎	野村 憲二	(株)田村産業	宮崎220号富土地区改良外工事	国土交通省
日南	倉永 友則	富岡建設(株)	東九州自動車道(清武~北郷)芳ノ元地区改良外工事	国土交通省
都城	上久 保隆	吉原建設(株)	丸谷第一砂防堰堤右岸工事	国土交通省
延岡	柳田 康仁	八作建設(株)	恒富地区堤防設備外工事	国土交通省
高千穂	甲斐 誠	(株)興梶建設	平成28年度ため池等整備事業(土砂崩壊)高畑地区1工区	宮崎県

3) 宮崎県土木施工管理技士会表彰

(1) 表彰規程第2条【優秀技術賞】

「優良工事として表彰を受けた工事に土木技術者として従事し、他の模範となる者」

支部名	氏名	会社名	支部名	会社名
宮崎	渡邊 康広	(株)志多組	平成29年度 交付建設第6-25-1 県道宮崎インター佐土原線一の宮工区交差点改良工事(舗装)	宮崎県
日南	関屋 要	永野建設(株)	東九州道(清武~日南)日南東郷IC外工事	国土交通省
都城	三島 輝久	大淀開発(株)	平成28・29年度 都城地区道路維持補修工事	国土交通省
都城	前村 圭介	大淀開発(株)	金田地区浸透対策(その1)工事	国土交通省
都城	鶴田 信彦	(株)清永組	平成29年度 都城上流地区河川維持管理工事	国土交通省
都城	大神 和成	丸宮建設(株)	上川東地区附属施設設置工事	国土交通省
都城	瀬戸 正裕	(株)桜木組	平成28年度 連携地方 第92-2-2 県道飯野松山都城線金御岳工区金御岳1号函渠工事	宮崎県
小林	佐藤 井年	(株)坂下組	小戸之橋下部工(A2)受託工事	国土交通省
小林	米田 哲朗	(株)山本組	宮崎10号横市川橋下部工(P1)工事	国土交通省

支部名	氏名	会社名	支部名	会社名
小林	加木 信作	坂口建設(株)	大淀川水系砂防施設整備保全工事	国土交通省
小林	福岡 正巳	八重尾産業(有)	平成28年度 自然公園等総合整備事業九州自然歩道(霧島山麓コース) No.2	宮崎県
高鍋	工藤 安幸	九州建設工業(株)	東九州道(北郷~日南)大藤地区改良(10工区)外工事	国土交通省
高鍋	大山 芳史	(株)増田工務店	宮崎10号田中地区改築(その1)外工事	国土交通省
日向	赤澤 早都	(株)松澤組	平成29年度 北川地区改良外工事	国土交通省
日向	田住 友紀	旭建設(株)	平成28年度 山のみち地域づくり交付金事業小川・石打谷線(1工区)	宮崎県
延岡	草野 利紀	(株)山崎産業	宮崎218号 深角西工区改良工事	国土交通省
延岡	西山 伸幸	(株)盛武組	宮崎218号 深角地区構造物設置工事	国土交通省
延岡	加門 和典	(株)伊東建設	方財地区導流堤災害復旧工事	国土交通省
延岡	松永 純也	上田工業(株)	平成28年度 北川長井地区橋梁 耐震補強工事	国土交通省
延岡	中井 清文	豊松建設(株)	平成28年度 特定流通 第1-2-2号 北浦漁港 宮浦地区 浮棧橋設置工事	宮崎県
延岡	杉尾 幸俊	(株)伊東組	平成28年度 28港災害 第1号 延岡港航路(-4.5m)浚渫工事	宮崎県

4) 来賓紹介

ご臨席いただいた3名の来賓を紹介しました。

宮崎県 環境森林部 工事検査監 木嶋 誠 様
 宮崎県 農政水産部 工事検査監 中山 俊行 様
 宮崎県 県土整備部 次 長 簀方 公 様

5) 議事録署名人の選任

宮崎支部の(株)川正建設、本部喜好理事と高鍋支部の(株)津房産業、津房正寛理事をお願いした。

6) 議 事

議事は、藤元会長が議長(会則の第21条により)となって進められました。

- (1) 第1号議案 平成30年度事業報告書、収支決算書について
- (2) 第2号議案 令和元年度事業計画(案)、収支予算書(案)について
- (3) その他

第1号議案、第2号議案とも原案どおり承認された。
 以上で総会を閉会した。



藤元会長挨拶



簀方 県土整備次長



全国表彰伝達



県技士会表彰

2. 「監理技術者講習」の日程についてお知らせ

令和元年度の講習は、表のとおり計画しております。有効期間を勘案して受講してください。

日 程	場 所
令和元年 8 月 2 日 (金)	宮 崎 県 建 設 会 館
令和元年 9 月 20 日 (金)	都 城 建 設 会 館
令和元年 11 月 5 日 (火)	宮 崎 県 建 設 会 館

※ 問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

3. 令和元年度 2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会の開催ご案内

河川、道路、橋梁などの土木工事において、主任技術者として施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理などを行うには、資格が必要になってきます。

土木施工管理技士の国家資格を目指す技術者皆様方のために、2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を開催致します。

講習会の日程等は下記のとおりです。多数のご参加をお待ちしています。

受講申し込み締め切りは6月30日(金)です。

2 級 学科・実地講習 (6 日間を 2 回に分けて開催)		
日 程	1 回目	令和元年 7 月 17 日 (水) ~ 令和元年 7 月 19 日 (金) 3 日間
	2 回目	令和元年 7 月 24 日 (水) ~ 令和元年 7 月 26 日 (金) 3 日間
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号)	
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)	

4. 「コンクリート関連技術研修会」の開催について(ご案内)

宮崎県生コンクリート工業組合主催・(一社) 宮崎県建設業協会・宮崎県土木施工管理技士会共催で下記のとおり研修会を計画しております。CPDS 認定講習で 7 ユニットを取得できます。

研 修 名	2019年度コンクリート関連技術者研修会		
日 時	2019年7月18日(木) 9:30~17:00		
場 所	J A ・ A Z M 本館大ホール		
参 加 費	共催関係会員	3,000円	非会員 4,000円
問 合 せ ・ 申 込 込 込	宮崎県生コンクリート工業組合	TEL 0985 - 24 - 7025	
申 込 締 切	2019年7月1日(月)		

建退共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（現場シール）について

建退共の『現場標識（シール）』（黄色い台紙、裏面はノリ付き）は、工事現場が建退共制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示すため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。

特に、公共工事を受注した場合は、工事施工体制の検査等の際に現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。建退共制度の加入促進、周知徹底を図るためでもありますので、必ず掲示していただくようお願いいたします。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除く。日南地区、串間市は会員のみ。）、又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）見本

※ サイズがA 3とA 4の2種類あります。

この工事の元請事業主は
建退共に参加しています

工事名	発注者名
事業所名	契約者番号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共 宮崎県支部

〒890-0806 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,626	30,965	456,473	51,495	32,140,083,507	前月分	96,330
加 入	1	132	803	79	70,161,924		
脱 退	3	85	457,276	51,574	32,210,245,431	当 年 度 計	795,791
当月末計	2,624	31,012	(当年度累計) 803	79	70,161,924		

建災防 ■ ■

1. 令和元年度 全国安全週間(第92回)の実施について

本週間 / 7月1日～7月7日

準備期間 / 6月1日～6月30日

<スローガン>

「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で92回目を迎えます。

労働災害は長期的に減少しておりますが、全国の平成30年の労働災害については、死亡災害は昨年に比べ減少する見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は3年連続で前年を上回る結果となり、憂慮すべき状態となっております。

一方、昨年度の宮崎県内における労働災害状況は、死亡者数は前年から8件減の9件、休業4日以上死傷者数は前年から36件増(2.8%増)の1,334件でした。

また、県内の建設業の労働災害は、死傷者数は180件と前年より9件減少しましたが、この数年間は180件台で推移しており、大幅な減少には至っておりません。また、死亡者数は前年より2件減の1件でありました。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和元年度全国安全週間は、

「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」

をスローガンとして6月1日から6月30日までを準備期間とし、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動を着実に実行しましょう。



2. 伐木作業等に係る労働安全衛生規則の改正について (労働局発表)

※ 改正内容の詳細は、宮崎労働局健康安全課（TEL 0985 - 38 - 8835）又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
(安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正)
2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)
 - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
 - (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建災防

3. 第56回 全国建設業労働災害防止大会（福岡大会） について

～参加券を無料で配付します～

第56回全国建設業労働災害防止大会が、9月26日（木）、27日（金）に福岡市で開催されます。九州ブロックにおける開催は10年ぶりとなります。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、会員事業場に対しては、大会参加券（8,000円）を無料で配付する予定にしております。（1社につき2枚まで）申し込み方法等については、後日、通知いたします。



建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間






第56回

全国建設業労働災害防止大会 in福岡

2019年 9/26(木)・27(金)

初日：福岡国際センター
2日目：福岡国際会議場・福岡サンパレス
※両日、JR博多駅から「シャトルバス」(無料)を運行いたします。

申込先 最寄りの建設業労働災害防止協会
都道府県支部・本部事務局

参加券 8,000円(税込)

同時開催

安全衛生保護具・測定機器
安全標識等展示会

福岡国際会議場 多目的ホール

9.26 10:30～17:00(開場10:30)
9.27 9:00～16:00(開場9:00)



総合集会 (初日) 13:15～16:30(開場10:30)



- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 厚生労働省講演
- アトラクション

「脳とAIの未来」
講演 東京大学 池谷 裕二
薬学部 教授

専門部会 (2日目) 8:50～17:00(開場8:30)

- 建築部会
- 土木部会
- 安全衛生教育部会
- 低層住宅部会
- コスモス部会
- メンタルヘルス部会

●気鋭4教授と建災防とのパネルディスカッション
働き方改革とICT、メンタル、レジリエンス
建設安全の新たな潮流を探る



働き方改革と建設安全
筑波大学 建築学部 建築学科 教授
堀澤 宏剛



ICTを活用した生産性向上と労働災害防止
立命館大学 理工学部 教授
建山 和由



メンタルヘルスと労働災害防止
東京大学 産業精神保健・職業安全センター(産助)センター長・教授
小山 文彦



レジリエンス・エンジニアリングとヒューマンエラー防止
日本大学 生身工学部 創生デザイン学科 教授
鳥居塚 崇

建設業労働災害防止協会 専務理事 田中 正晴 新たな課題に対応したNEW COHSMS

火薬協会

1. 令和元年度代議員会の開催

令和元年度の通常代議員会を5月10日（金）午後2時25分から宮崎観光ホテル東館2階「日向」において、宮崎県総務部危機管理統括監藪田亨氏と宮崎県警察本部生活安全部生活環境課長上井上保志氏を招き開催しました。その状況は、次のとおりです。

(1) 表彰式

本年度の表彰式は、興和会長のあいさつに続いて実施し、最初に宮崎県知事表彰は、優良事業所2社、優良従業者1名に対し知事代理の藪田統括監から受賞者に表彰状が授与されました。

引き続き、宮崎県火薬保安協会長表彰は、興和会長から優良事業所2社に対し表彰状が授与されました。

令和元年度の宮崎県知事、宮崎県火薬保安協会長の表彰受賞者は、次のとおりです。

ア 知事表彰受賞者

表彰の種類	受賞者（社）	会社名（代表者名）	職域（地区）
優良事業所	株式会社 松澤組	松澤 芙美	建設（日向地区）
優良事業所	有限会社小泉銃砲火薬店	小泉 博	銃砲火薬商組合
優良従業者	新田 善裕	西日本土木株式会社 東郷 碎石所	碎石事業協同組合連合会

イ 火薬保安協会長表彰受賞者

表彰の種類	受賞者（社）	会社名（代表者名）	職域（地区）
優良事業所	株式会社 淵上組	淵上 鉄一	建設（小林地区）
優良事業所	合資会社 七組	岩本 健司	建設（日向地区）

(2) 議案審議

通常代議員会の議案審議は、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課長の井上保志氏の来賓祝辞に引き続き、代議員が55名中47名の出席で、規約に定める2分の1以上の定足数を充足しており、有効に成立する代議員会であることを確認した後、規約第28条の定めにより興和会長が議長に選出され、提案された次の2議案について審議が行われました。

第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和元年度事業計画及び収支予算案について

それぞれの議案の審議は、興和会長の求めに応じて各議案の提案説明を協会の事務局長が行ったあと審議され、2議案ともに出席者多数の承認を得て、原案どおり議決されました。

2. 令和元年度火薬類危害予防週間について

(1) 目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した行事を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

(2) 期間

令和元年6月10日（月）から6月16日（日）まで

(3) 実施機関

商務流通保安グループ、各産業保安監督部、各都道府県及び各指定都市が公益社団法人全国火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会、各都道府県火薬類保安協会と協力して実施する。

(4) 目標

- ア 関係法令、規程等の周知徹底
- イ 危害予防規程、各現場における作業手順、安全対策等の再確認
- ウ 今までに事故が発生していない作業工程でも、気付いていない危険性の目を摘むという観点から、工程全体や社内安全体制等の再検証
- エ 過去の事故例を自らの現場等に置き換えた安全対策・保安教育等の実施
- オ 製造・消費・廃棄等の作業開始前における手順や現状確認の徹底
- カ 取り扱う火薬類及び現場の特性等に応じた作業手続や安全対策等の策定、整備等、リスク管理の徹底

(5) 実施要領

- ア 各事業所は、火薬類危害予防週間のポスターを掲示する等保安啓発活動を実施する。
- イ 各事業所は、従業員に対する目標の周知とともに、自主保安意識の高揚を図る。
- ウ 各事業所は、事故・事故発生時の連絡体制、役割分担等の対応についての再確認を行い、保安管理体制の強化を図る。

令和元年度火薬類危害予防週間標語

手を出す前に 思い出せ 火薬の威力と危険性
施錠よし！ 指差し呼称で 盗難防止

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成31年4月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成31年度	236	57.3	8,843	42.1
平成30年度	150	▲ 21.9	6,224	▲ 47.0
平成29年度	192	▲ 17.6	11,741	9.7

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

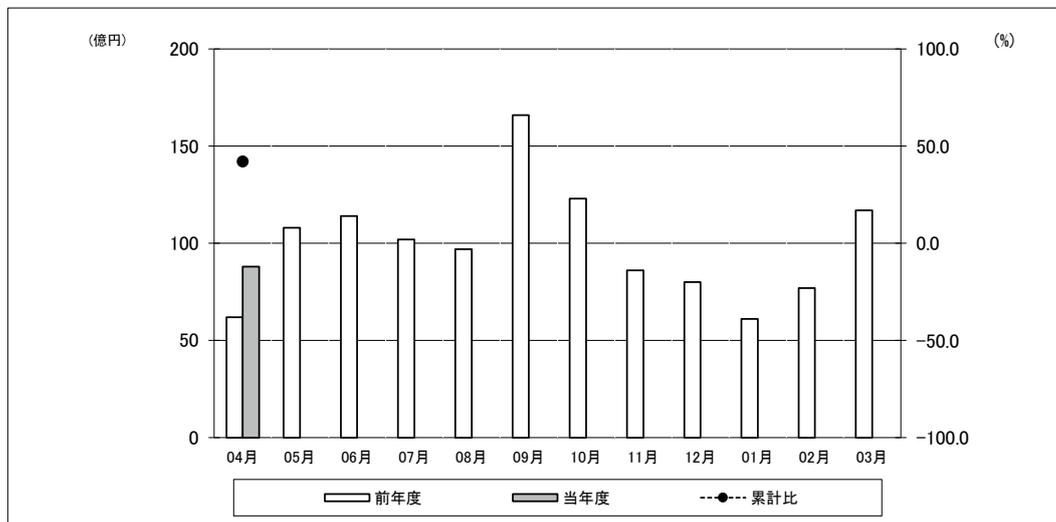
発注者	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	5	▲ 61.5	367	▲ 62.5
独立行政法人等	2	100.0	702	96.2
県	131	95.5	4,033	31.7
市町村	97	42.6	3,582	99.5
その他	1	0.0	158	456.5
計	236	57.3	8,843	42.1

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
宮 崎	30	▲ 6.2	675	▲ 62.2
日 南	26	160.0	720	215.9
串 間	7	600.0	191	6243.0
都 城	31	138.5	2,029	284.2
小 林	18	5.9	771	▲ 13.2
高 岡	19	90.0	655	▲ 24.2
西 都	22	83.3	464	26.7
高 鍋	9	28.6	543	157.7
日 向	22	4.8	609	2.2
延 岡	30	130.8	1,524	236.9
西臼杵	22	57.1	657	121.8
計	236	57.3	8,843	42.1

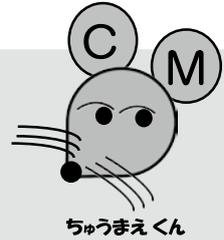
< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている!**



ちゅうまえくん

中間前払金制度のご案内

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い!

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い!

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利!

簡単手続きで払出OK!
入金後すぐ利用
できます。

簡単!

簡便な出来高検査!
煩雑な資料作成も
不要!

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書(通知書)

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成31年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成31年4月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
県	13	44.4	679	133.2
宮崎 市	4	100.0	219	▲ 20.2
都城 市	1	<	99	<
延岡 市	1	<	7	<
日向 市	1	<	120	<
高千穂 町	1	<	4	<
日之影 町	1	<	5	<
合計	22	100.0	1,137	100.7

建設業福祉共済団からのお知らせ

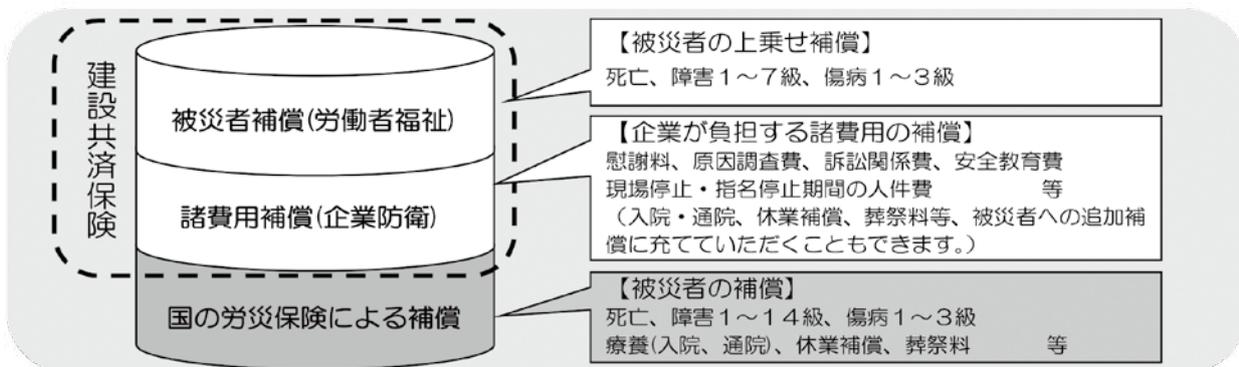
<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ (年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。
※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索

